

指定障害児相談支援事業者の指定の全部の効力の停止について

堺市では、児童福祉法（以下「法」という。）の規定により、以下のとおり指定障害児相談支援事業者の指定の全部の効力の停止の処分を行いました。

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 有限会社輝ケアセンター39
- (2) 代表者 代表取締役 山下 美由紀
- (3) 法人所在地 堺市中区深井中町 1964 番地 5

2 対象事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 有限会社輝ケアセンター39
- (2) 所在地 堺市中区深井中町 1964 番地 5
- (3) 事業の種類 障害児相談支援
- (4) 事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

3 処分内容

6 か月間の指定の全部の効力の停止
(令和3年3月31日から令和3年9月30日まで)

4 処分の理由及び根拠法令

【運営基準違反】 法第24条の36第4号

- ①平成28年12月から令和2年6月までの間、少なくとも41件について、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下単に「基準」という。）に違反し、相談支援専門員が障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ることなく、障害児等の署名及び事業所が所有していた又は新たに購入した印鑑を用いて押印を行い、障害児等の同意が得られていなかった。また、少なくとも41件について、相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際に、障害児等に交付されていなかった。
- ②平成28年6月から令和2年5月までの間、少なくとも33件について、基準に違反し、相談支援専門員がモニタリングに当たって障害児等との連絡を継続的に行い、障害児の居宅を訪問し障害児等に面接するほか結果を記録しなかった。

【不正請求】法第24条の36第5号

平成28年6月から令和2年6月までの間、少なくとも67件について、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に当たって、基準に定められた一連の手順に沿った支援がなされていないにもかかわらず、障害児相談支援給付費を請求し受領していた。

5 処分日

令和3年3月30日

6 給付費返還額

返還金合計 2,115,638 円

【内 訳】

不正請求額 1,511,170 円

加算額 (40/100) 604,468 円

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
電 話：072-228-7331
ファックス：072-228-8341